

[事案 2023-71] 転換契約無効請求

・令和 6 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の強引な募集等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 2 月に契約した生存給付金付定期保険特約付終身保険（契約①）および特定疾病保障定期保険（契約②）を、平成 10 年 9 月に終身保険（契約③）に転換した（転換①）。その後、平成 24 年 10 月に契約③を終身保険（契約④）に転換し（転換②）、さらに、令和元年 12 月に契約④を組立型保険（契約⑤）に転換した（転換③）。しかし、以下の理由により、転換①②③を無効とし、契約①②を前提にした解約返戻金を支払ってほしい。

(1) 転換①は、募集人から一方的に見直しの提案をされ、強引に契約させられたものである。

(2) 転換②は、募集人から一方的に見直しの提案をされ、強引に契約させられたものである。

また募集時に、更新後に月々の保険料が増えることを説明されなかった。

(3) 転換③については、募集時に、契約⑤が掛け捨ての保険であることは説明されず、継続すると解約返戻金が大きく減っていくことも理解していなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 転換①②について、募集人が申立人に対して一方的に見直しの提案をし、強引に契約させたという事実はない。

(2) 転換②の募集時に、募集人は設計書を用いて、更新後に保険料が上がることを説明している。

(3) 転換③の募集時には、募集人は設計書を用いて、契約⑤が解約返戻金のない保険であることを説明している。設計書および注意喚起情報には、解約返戻金の推移表が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の強引な募集等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。